

人権

大阪府 協会 ニュース

vol. 7
2005年 2 月

「大阪府人権協会ニュース」では、人権相談をはじめ相談担当者の方に、相談活動の参考となるような制度・施策の創設や改正のポイント紹介、具体的な相談活動紹介などの情報提供を行っています。

また、必要に応じ、大阪府人権協会としての考え方や地域、相談機関での取り組みの呼びかけなども伝え、地域活動の一助となることを目的に編集しています。

すべての市町村で「人権協会」 (人権課題を担う「新たな公」)の創設を！

村 井 茂
財団法人大阪府人権協会 専務理事

2

参考 新たな人権戦略と推進組織

—求められる人権課題への対応と担い手—

財団法人大阪府人権協会

4

市町村人権協会と人権地域協議会の 役割について

北 口 末 広
近畿大学教授

6

大阪府内における人権相談の状況

大阪府内における人権相談及び人権侵害事例分析報告書
(財団法人大阪府人権協会 発行)～抜粋～

12

地域における人権救済機関に 関する研究

「地方における人権救済機関に関する研究会」
まとめ～抜粋～

14

「人権地域協議会」一覧

16



すべての市町村で「人権協会」 (人権課題を担う「新たな公」)の創設を！



財団法人大阪府人権協会 専務理事 村井 茂

1 「救済」・「支援」・「予防」機能

人権行政には、「救済」・「支援」・「予防」の3つの機能が必要だ。「救済」は、国で法整備も検討されているが、自治体では「人権相談」がその重要な役割だと考えられる。「支援」というのは「自立支援」のことで、それぞれの施策への誘導などが役割である。「予防」というのは教育・啓発のことで、行政機関、NPO等の様々な団体が参加した「人権の社会（まちづくり）」というところまで広げていく必要がある。

「啓発活動」にはそれなりに熱心だが、人権の支援・救済に係わる機能の充実には消極的な自治体の姿を感じる場合があるが、支援・救済としっかりと結びついていない人権教育・啓発は空虚なものになってしまう。同和教育は、差別と貧困がもたらす児童の学習権侵害をどう克服するのかという、「人権としての教育」が何よりの出発点だった。人権教育・啓発活動は、何より人権侵害から「人」を守る営みでなくてはならない。人権に関する「総合的なメニュー」を市民に提示できるようにし、「人権啓発活動」をより深く、広いものにしていくことが必要である。

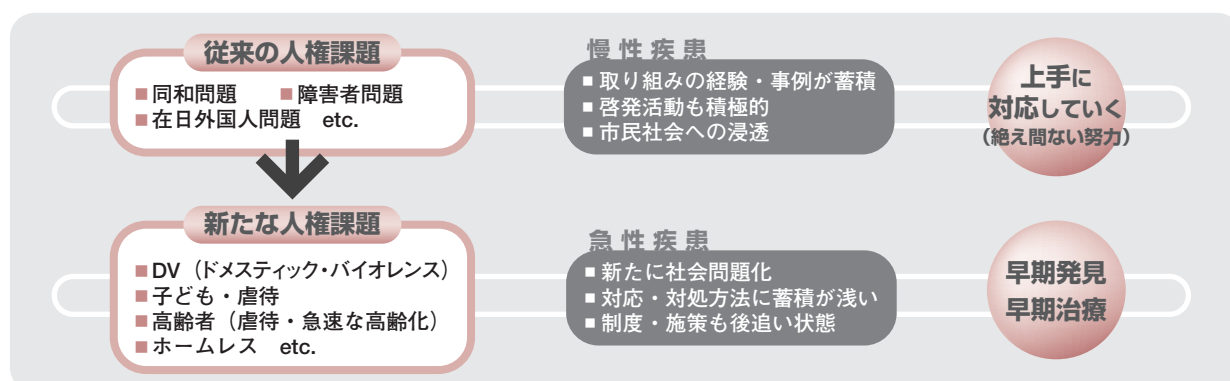
「同和地区」のない市町村においては、「同和地区出身者の自立支援」といった施策はなかなか想定しにくい。しかし、同和地区出身者や、同和問題に遭遇した市民の相談に「予防（啓発）」のみで対応していくのは、

少し無理がある。それは他の人権問題、例えば障害者に対する差別、DV被害者への対応についても同様だ。そこで、啓発以外に、人権相談活動を事業化し、同和問題に限らず、広く市民の「駆け込み寺」として身近な人権相談窓口整備などのとりくみが重要なのである。

2 新たな人権課題に対応

「人権協会」の設立、「人権相談」の実施といった取り組みは、決して、人権を一括りにするというのではない。市町村は、同和問題、障害者問題、在日外国人問題など、いわば「歴史的・社会的」に累積されてきた人権課題に対応してきたし、今後も解決に向けた取り組みは必要である。しかし、現代社会は複雑・輻輳化し、従来の概念では捉えきれないDVや子ども虐待等、現代社会に惹起する「新たな人権課題」に現在の施策のありようでは、こうした状況に十分対応できるものにはなっていないと考える。例えば、「慢性疾患」対策だけではなく、「急性疾患」対策をどうするのか、「早期発見・早期治療」の仕組みが必要ではないのかということである。「新たな人権課題」に迅速・適切に対応し、問題の拡大を防ぎ、人権を守っていくことが求められている。新たに社会問題化し、対応・対処方法に蓄積が浅く、制度・施策も後追い状態の、言わば「新たな人権課題」という急性疾患に対しては、「早

新たな人権課題の湧出のイメージ



期発見・早期治療」の仕組みなしには、事態を深刻化し、手遅れになることを危惧する。

最近の自殺者の急増、ホームレス問題などは、さまざまな矛盾が「多問題化」した「複雑系」の人権課題である。また、児童虐待や子育て放棄など、子どもたちの人権侵害は、教育や保育現場だけに任せるのではなく、「早期出勤」を要する人権課題だ。それなりの支援システムが要る。高齢者の「消費者保護」なども権利擁護事業だけで対応できるのかは疑問である。障害者問題でも、「手帳を持たない障害者」が急増しているが、相談する窓口さえ不十分なまま放置されている状況がある。一種の「社会福祉のパラドックス」現象で、これには、福祉施策の再構築という面と、人権施策という面の、両面からのアプローチが効果的ではないかと思う。

3 地域コミュニティの再生

人権の行政、人権の組織というのは、いわば「プラットフォーム」で、キャッチ機能を高めるところに主眼があり、福祉や教育などの対応を取り込むのではなく、多様な施策のネットワークで「チームアプローチ」することである。人権担当行政や人権の組織は、その一員にすぎない。

しかし、警察行政で「交番所」はいらないのかというようなもので、市民の身近に、ふっと立ち寄れるプラットフォームは必要だ。例えば、日本の福祉の欠点は、「制度がニーズを縛っている」ところにあると指摘される。障害者の支援費制度のサービスメニューだけにニーズが限定されてしまうと、仕事をしたいけど通勤ができないとか、外出したいとか、恋愛の悩みとか、ニーズが無視されてしまう。そういうニーズの発見機関は、多少、重複行政になっても、身近に整備すべきだと思う。「識字学級」など、とても当時の行政では発見できなかったニーズを発見した、同和地区の「隣保館事業」を一つの参考にしてるのが、「人権協会」設立による取り組みである。

「人権協会」の趣旨を端的に表現すれば、「人権のまちづくり」というか、「人権（で）まちづくり」というか、「地域コミュニティの再生（復権）」ということではないか。地方分権とか、先端行政である市町村への期待が高まっているのは、「豊かな都市（モノの豊かさ）」という価値観に変わって「持続可能な都市」という新しい都市モデルが模索されているからだろう。あらためて、都市としてのインフラストラクチャー（生活環境基盤）を見直す時であると思う。その際、この街に住んでいると、帰ってくると、「人に優しくなれる環境がある」という、コミュニティの基盤整備というのは欠かせない要素だと思う。

4 協会事業と評価システム

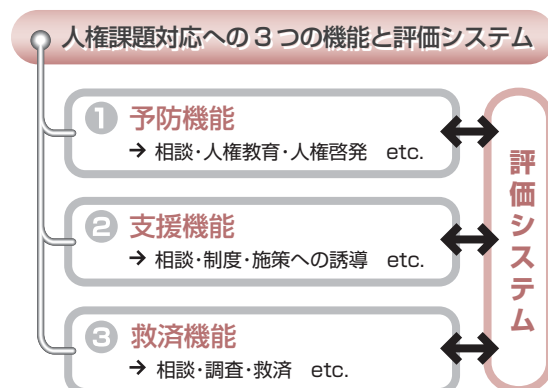
人権行政には、「救済」・「支援」・「予防」の3つの機能が必要であると先に述べたが、人権協会の主たる活動もこの3つの機能を具体化する事業の展開、活動であるとする。そして、それに加えて評価・検証機能が必要だ。この評価・検証機能については、外に向けた事業が必要ということではなく、自らのチェック機能としての「自己評価・検証」と「外部（第三者）による評価・検証」という協会の組織運営の仕組みと考えた方が妥当だ。

市町村の「人権協会」の主たる活動は、「人権相談事業」と、「（困難を抱えた市民のための）自立支援事業」と、「人権啓発事業」の三つと言える。「相談」と「啓発」を先行させて、例えば、地域就労支援事業を「人権協会」に事業委託することなど、「自立支援」を検討していくということになるだろう。

そして、「人権協会」を運営していく主体は、市民主導のノンプロフィット（非営利組織）である。NPOとは限らないが、行政の直接執行ではなく、かといって「検討機関」ではなく、「活動機関」でなければならないと考える。

阪神大震災の復興支援の教訓に照らすと、行政の「あまねく公平」論でだけでは、多様で、新しい人権課題には対応できない。あらためて、ボランティア・NPOの力、人びとの「共助」の力というものにもっと注目したいと思う。しかし、行政の参画は必要だ。行政は条件整備などの支援をしっかりと行うべきで、「人権協会」は、行政職員の派遣・出向が可能なような、ノンプロフィットである。

大阪府の「同和問題解決に活用できる一般施策事例一覧」は、市町村の「人権の組織」の事業を手助けする有意義なもので、条件を整備して、この組織（「新しい公」としての「人権協会」）に委託し、その実施に際しては、大阪府人権協会と連携していくこととなる。大阪府人権協会には、相談や啓発などの人材育成、市町村だけでは対応できない相談などへの援助、共同の啓発事業などの支援が求められるので、今後とも頑張っていきたい。



新たな人権戦略と推進組織 —求められる人権課題への対応と担い手—

財団法人大阪府人権協会

1 新たな人権戦略の理念と基本方針

1-1 理 念

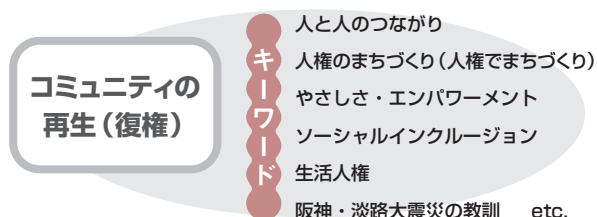
21世紀初頭、我が国は極めて難しい状況に置かれている。バブル経済崩壊後の長期経済的停滞からなかなか脱却ができず、完全失業率も統計が取られ始めてから最悪の状態、とくに近畿地域は沖縄と並び全国でも最悪である。

20世紀において我が国は、戦後の高度経済成長を通じて世界の経済大国となり、物質的豊かさを獲得し、世界的にも「日本型成長モデル」と賞賛された。しかし、戦後日本の発展を支えた社会システムが綻び始め、今日、将来に対する確信が持てず不安、危機感を持つ国民も少なくない。

日本型雇用システムの崩壊やホームレスの増大、コミュニティにおける人と人のつながりの希薄化、虐待・DV、学校崩壊など新たな社会病理の出現に対してどのように対応していくのか、新たな雇用システムの構築や医療・年金制度改革、コミュニティの再生（復権）など、新たな社会システムの構築が求められており、それは家族・家庭レベル、地域レベル、国家レベルに及ぶものである。

地域レベルにおいては、1995年1月の阪神・淡路大震災において示されたコミュニティのあり方への示唆—人と人のつながりの大切さや互助、やさしさ・おもいやり、など—がヒントになるのではないかと。

新たな人権戦略の理念



新たな人権戦略の理念として、一人ひとりが人間存在、構成メンバーとして尊重される地域社会＝コミュニティを築いていくことを目指し、『コミュニティの再生（復権）』を掲げる。

1-2 基本方針

新たな人権戦略の理念を実現していくための基本方針は、「ワンストップの相談窓口」を核とした次の4点である。

① ワンストップの相談窓口

第一義的には人権課題を抱える人々が気軽に相談できる窓口であり、「予防」「支援」「救済」への入り口である。第二義的には、誰でもが訪れ、コミュニケーションし、くつろぎ、共に人権課題の解決に向けエンパワーメントする場である。

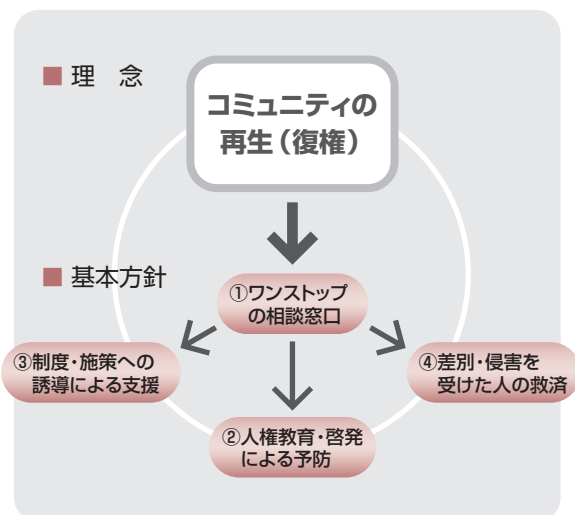
② 人権教育・啓発による予防

差別や人権侵害を抑止し、予防するためには積極的な人権教育・啓発の機会と場が保障されなければならない。

③ 制度・施策への誘導による支援

同和地区住民や障害者、女性、子ども、在日外国人などの中には十分に人権が保障されていると

新たな人権戦略の基本方針



は言い難い状況にある人がおり、その支援のための様々な制度・施策がある。そうした制度・施策への適切な誘導支援、自立支援が必要である。

④ 差別・侵害を受けた人の救済

ひとたび差別や人権侵害を受けた人に対しては、速やかな救済措置が必要であり、措置権限のある当該セクションとの緊密な連携において対応を図ると共に、再発防止対応等を図る。

2 人権課題への対応を担う「新たな公」の創設 ～新たな公のイメージ

2-1 従来の「公」

従来「公」とは、国や地方自治体を意味し、現在でも一般にはそのように理解されている。岩波の国語辞典で「公（こう）」を引くと、「① 統治機関。役所。朝廷。おおよけ。おもてむき。⇔ 私」、「② 社会一般。国家。世間。⇔ 私」、「③ かたよらない。平等。ただし。⇔ 私」といった説明がなされている。「公」に対する「私」、あるいは「私」に対する「公」という対比で意味するところの理解が、最も一般的でわかりやすい。

いま、「公」を「統治機関」「役所」「行政」として理解すると、現在、この「公」における「縦割り行政の弊害」が指摘されている。経済社会の複雑化・多様化、変化のスピード化などと相俟って、行政機構が複雑化、専門化した結果、セクション相互の情報交流が阻害され、意志決定の責任所在が不明確になるなどにより行政対応の画一性、迅速性の欠如など行政サービスと住民ニーズの間に乖離が生じてきている。

2-2 「第三セクター」とは

一方、組織論として、これまでも国や地方自治体の「公」組織を「第一セクター」、民間企業等の「私」を「第二セクター」とし、その中間的な形態（機能）組織として「第三セクター」といういい方が使用されている場合もある。この場合の「第三セクター」とは、

財団法人や社団法人などを意味し、「公」組織が出資や出捐している「組織法人」という意味で使用されている場合が多く、国語辞典による「第三セクター」の説明でも、「国や地方自治体（＝第一セクター）と民間企業（＝第二セクター）との共同出資の事業体。民間の活力を使って公共的な事業を営むもの。」としている。

この「第三セクター」の言葉は、バブル期前後の民間活力導入が言われ出した頃から一般に浸透し、定着したように見受けられるが、近年、この「第三セクター」の経営で上手く行っていないところが少なからず存在し、その評価を落としている。この要因としては、基本的に我が国の経済社会変化とグローバリゼーションの進展がある。経済構造の変化と企業行動のあり方の変化によって、第三セクター機能の変質あるいは時代にマッチしないものになってきているためと考えられる。

2-3 新たな公のイメージ

「新たな公」は、前述の「第一セクター」と「第二セクター」に対する「市民セクター」の台頭ということを踏まえ、これら三つのセクターの間に形成されるトライアングルセクターである。

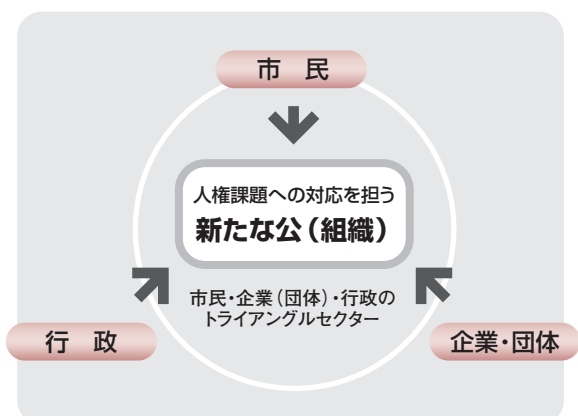
「市民セクター」は、旧来の町内会や自治会を含め、阪神・淡路大震災以降に我が国社会においても注目・定着してきたボランティアやNPO・NGOなどの非営利組織、障害者や患者の会などの当事者組織などであり、多様な組織・団体等が含まれる。

人権課題への対応を担う「新たな公」とは、「人権」がすべての人々に係わるものであるという点を考慮すると、担い方の濃淡、強弱は別にしてあらゆる「市民セクター」の参画が望まれ、合わせて「第一セクター」と「第二セクター」が参画するものである。

第三セクターの概念



「新たな公」のイメージ



市町村人権協会と人権地域協議会の役割について

近畿大学教授 北口末広



「人権相談」の機能と人権協会の役割

1 人権相談は人権行政の原点

「人権相談の機能と人権協会の役割」を解説しながら人権協会の役割について考えてみたいと思う。これからの人権行政の中で、人権相談はその原点である。

本題に入る前にその点を述べておきたい。

これまでの同和行政は、差別の結果、生み出された格差を是正するための特別な施策、いわゆる同和地区と一般地区の格差を是正するための「特別措置」だと捉えられてきた。

同和対策審議会答申が出された1960年代の同和地区の生活水準は一般地区に比較して圧倒的に低い層が多かった。この時代には、多くの被差別部落出身者に対して、同じ「特別措置」で対応しても全体が低位な状況にあったのでほとんど問題はなかった。ただこれからは被差別部落の状況も多様化しており、個々の出身者の状況に合わせた一般施策が必要であり、オーダーメイドの支援が必要なのである。

例えば、生活水準が同じでも同和地区と一般地区では、その原因が大きく異なる場合が存在し、その「共

通面」と「違い」を解明していく必要がある。よって個々の問題を解決する施策のあり方も変わってくる。それらの原因を探るためには、個々の相談を分析しないとわからない。

また、私たちは差別の結果生み出された格差を是正する特別措置から、差別の原因に迫る一般施策を求めている。そのために一般施策の活用、改革、創設の必要性を述べている。個々の人権相談を解決するための一般施策がなければ、基本的には創設し、一般施策はあるけれども現実に合致していないという場合は改革し、必要な施策がなければ創設すればよいのである。それらは個々の人権相談から始まっている。

例えば患者と医者を考えてほしい。患者は“おなか痛い”とか“頭が痛い”と言って医者にかかる。そのときに医者は“なぜ頭が痛いのか”ということを知解明するために、いろいろな検査を実施する。例えばCTやMRIをとるとか、あるいはレントゲンを撮る。本来“頭が痛い”といって患者が来た場合、頭が痛い原因が50あると医学部で学んだとすると、まず問診していくつかの原因に絞り、その原因のうち本当の原因はどれかということを検査で調べ、解明していく。そして、症状の原因は究明し、治療するために手術をしたり、薬品や化学療法で治す。これらを考えていくのが医者である。

つまり、本人が困った問題で相談に来た場合、その相談を解決する手法としていろいろな手法がある。

病気治療でも同じだが、その病気が治せないという場合、その病気を治すために手術や薬品、化学療法でもダメだとする。その場合、手術手法を改革すれば治療に活かせることもある。また、ある薬品に α の改良を加えれば有効なこともある。それでもダメな場合、要するに今の手法ではダメだという場合に、新たな方法を創造する。

医学はなぜ進歩するか。それは患者がいるからである。

人権行政や同和行政がなぜ必要なのか。それは相談

に来る人、あるいは差別を受けて困っている人がいるからである。2002年の3月までは特別措置というのは特効薬であった。この特効薬を使い過ぎると副作用が起きる。本当の名医に行かないと問題を解決できない。手術法も無数にある、薬品も無数にある、化学療法も無数にある。そのあらゆるものを駆使して、病気にあたっていくのである。医療では問診が重要であるように、人権分野では人権相談が重要なのである。

2 人権相談システムが持つ機能と人権協会の役割

人権相談の機能は非常に重要なもので、以下に人権相談の基本的な11の機能についてまとめている。

- ① 実態把握機能
▶ 実態把握機関としての役割
- ② 解決方策提示機能（コーディネート機能）
▶ 解決支援・救済機関としての役割
- ③ データ集積機能
▶ データ集積機関としての役割
- ④ ネットワーク創造機能
▶ ネットワーク構築機関としての役割
- ⑤ 情報発信機能
▶ 情報発信機関としての役割
- ⑥ 政策提言・立法事実提示機能
▶ 政策提言機関としての役割
- ⑦ 課題設定機能
▶ 課題設定機関としての役割
- ⑧ 人材育成機能
▶ 研修・啓発機関としての役割
- ⑨ 自己実現支援機能
▶ 自己実現支援機関としての役割
- ⑩ ▶ 交流促進機関としての役割
- ⑪ ▶ 相談機関としての役割

① 実態把握機能

「人権相談」の機能と人権協会の役割の中で、まず人権相談システムの持つ機能の中でも「実態把握機能」をあげることができる。差別や人権侵害の現状を把握する場合、実態調査や意識調査を実施し、差別事件や人権侵害を集約して、それぞれの結果分析を行ってき

た。これからもこうした手法が有効であることは言うまでもないが、より現実感を持って実態を提示してくれるのは、個々の人々からもたらされる具体的な相談である。ひとりの人の人権相談から差別や人権侵害の現実が鮮明に描き出されることは少なくない。統計数字には表れないが、具体的な相談から差別事件の真相や社会の矛盾が投影され、それらの内容から実態調査や意識調査の項目や結果の分析視点も提供される場合がある。

近年、配偶者や恋人からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）が大きな社会問題になっているが、これらが社会的に問題として認識されるようになったのはNPOや行政機関が受けてきた個々の相談からである。

相談を受けている人々や相談に来る人々は、個々であってもほとんどの場合、社会的な事柄と密接に結びついている。これらの相談が集約されることによって、個々の相談ではなく社会的な傾向として把握される。

さらに人権相談はもっとも新しい現実であり、生のデータである。実態調査や意識調査では把握することができない現実が提示されることも決して少なくない。

これからの部落解放運動や同和行政を推進していく場合、「あるがまま」の現実や多様化した部落の現実を正確に把握することが、これまでも増して重要であり、人権相談は実態把握の最前線であり、最も有効な手段といえる。

人権協会、地域協議会は、実態をどれだけ早く把握するか。つまり、どれだけ人権相談に関わるデータを持っているかによって、事業や活動に大きな影響を与えるといえる。

例えば、重大な人権侵害が起こった場合にマスコミがどこにコメントを求めるかというときに、大阪府の人権協会にコメントを求めるぐらいの積極的な面での権威を持ってほしい。

② 解決方策提示機能

しかし、人権相談は実態把握が当面の目的ではない。目の前には具体的な問題を抱えた相談者がおり、その問題を解決するために来ているのである。相談者は実態を把握してもらうためだけに来ているのではない。相談者はどのような解決方法があるのかというアドバイス等を期待して来ているのである。

私自身もこれまで多くの人権相談に対応してきたが、そうした具体的な実践の中で、多くの人権相談に対して解決方策を考え、提示してきた。おそらくそのような人権相談がなければ考えることもなかった問題も考えてきたと思う。

つまり、人権相談がもたらされることによって、その解決方策を提示していくという機能を担ってきたの

である。

相談は、同情するだけでは解決にはならない。そのときに解決策を示すことが必要であり、人権協会は、「解決支援・救済機関としての役割」を持つ必要がある。

■ コーディネート機能

また、具体的な問題を解決するためには、「コーディネート機能」が重要となる。個々の相談に的確な解決策を提示するためには、一つの施策だけでは無理な場合が多い。多くの施策を組み合わせることで解決策を提示しなければ具体的な相談に的確に対応できないことは多々ある。

ひとつの施策では効果を発揮しないものでも、複数の施策を講じることによって相乗効果を生み出すものもある。それは施策だけではなく、例えば人権相談にもカウンセリング型相談とケースワーク型相談のようなものが存在する。それらの相談方法をうまく組み合わせることでコーディネート機能も求められている。

③ データ集積機能

また、人権相談システムは解決策を提示するだけでなく、相談内容や相談内容に対する解決策を蓄積する機能も併せ持つ。

個々人が個々の人権相談に乗っている段階では、解決策は相談に乗ってもらった相談者とその解決策を考えた被相談者のものにしかないが、それがより幅広いシステムになることによって、多くの人々の相談内容と解決策が蓄積される。

それらのデータが蓄積されることによって、先に示した実態把握機能がより高まり、解決策提示機能もより高まる。過去の相談内容と解決策を活用できるということは、現実の人権相談により的確に対応することができ、人権相談システムの強化にもつながる。このような好循環がデータ集積機能をさらに高めると言える。

④ ネットワーク創造機能

データ集積機能は、以上のように相談内容と解決策を蓄積していくことであるが、データの蓄積だけではなく、具体的な人権相談に対応するということは、多様な相談者が数多くアクセスしてくるということでもあり、それらの相談のネットワークの構築に繋がっていく。

人権相談の内容には差別を受けた相談や人権侵害を受けた相談だけではなく、教育相談、生活相談、医療相談、法律相談なども含む。そうした多様な問題を抱える人によって自身の問題解決を通じて、人権相談システムを中心としたネットワークが構築されていく。

それだけではない。相談者の問題を解決するためにもネットワークが創られていく。多種多様な人権相談に対応するためには一つの機関だけでは不可能であり、行政機関や多くのNPOをはじめ、多くの専門機関のネットワークが必要になってくる。現実にもこれまでの相談によって、事実上のネットワークができている。

このネットワークがあるかどうかによって全く違う。重要なのは、地域人権協議会が、地域にどれだけのネットワークを持っているのかということになる。人権相談の担当者はこれまでの問題解決を通じて、いろいろなネットワークを持っているが、これを組織的なネットワークにすることが重要でそれが大きな財産になる。

⑤ 情報発信機能

さらに、個々の人権相談に対応していると現行施策やシステムだけでは相談内容を解決できないこともたくさんある。相談者に表れた社会矛盾を解決するためには、現行の施策やシステムを改革しなければいけないということや新たな施策やシステムを作らないと解決しないということも数多くある。このように具体的な人権相談を通じて人権実現のために必要な施策とはどのようなものかということが浮かび上がってくる。

つまり、人権の総合相談システムには、その本来の役割を通じて政策提言機能が必要になり、相談を通じて具体的な現実を把握していることによって、的確で強力な政策提言機関になり得る。

例えば難病で治療するための手術方法もない、薬品もない、化学療法もないという場合、医者はこんな病気があるから治療するためにこのような薬品を開発する必要があるという問題提起を行う。つまり問題解決のための政策提起・問題提起を行うことが重要で、そのことが情報発信という機能を担うことになる。このように人権協会、地域協議会には問題提起の力が求められる。

⑥ 政策提言・立法事実提示機能

さらに、立法事実を提示するという重要な機能も持つ。立法事実とは、法律の必要性を根拠づける社会的、経済的な事実であるが、具体的な相談が集積され、それらの分析を通じて社会に政策発信することは、人権確立社会を実現していく上で大きな力になる。このように人権相談システムは立法事実提示機能を持つことになる。

DV 防止法やストーカー規制法がなぜ制定されてきたのか、それは、こうした事実がたくさんあったからである。

7 課題設定機能

次に、これらの人権相談システムから発せられた政策提言の多くは、市民運動の課題にもなる。運動体自身が人権相談システムの一翼を担うことはいうまでもないが、そのような相談システムから提起される課題は、これまでも市民運動の課題になってきており、今に始まったことではないが、これからの市民運動にとっては現実の多様化とも相まってより重要だと言える。個々の相談を通じて社会矛盾を明らかに、それらの矛盾を克服するために市民運動が展開されてきたのである。

特に、実態調査や意識調査が行われないような状況のところでは、人権相談システムの課題設定機能はますます重要になってくる。



8 人材育成機能

また、個々の相談を解決していく営みは、人材育成にも繋がっていく。相談者は自身の問題を解決していくことを通じて、その経験が同様の問題で悩む新たな相談者のアドバイザーとして生きる。このように自身の問題克服への経験を生かしてカウンセリングすることをピアカウンセリングというが、人権相談システムはこのような機能をも持つことになる。

それだけではなく、個々の相談を受ける人々も、その経験を通じて相談を受ける力量やそれらの相談内容を解決していく力量もアップすることになる。相談内容は、千差万別であり、同じような内容であっても条件等が少しずつ異なり、相談を受ける側にとっては、日々の相談内容がケース・スタディであり、相談の力量アップを図る研修という側面を持っている。

私自身も相談によって鍛えられたといえる。例えば、具体的な相談があったからこそ、どのように対処したらいいか、いろいろ考えていくことにもなった。相談にこられた人も自分の問題を解決することによって、鍛えられていく。次の同じ問題に対して、自分がバックアップできるような人材に育つというわけである。

9 自己実現支援機能

このようにピアカウンセリングを担えるようにならなくても、個々の相談を解決していくことは相談者の自己実現を支援していることにもなっている。これまでの特別措置を中心とした同和行政は、一律に特別措置を適用するというものであったが、これではすべて

の人によって異なる自己実現の達成にはならないことが多い。

個々の願いや欲求は、個々の相談内容に表れるものであり、その支援策も個々に合わせたオーダーメイドでなければならない。

自己実現とは、自己認識、自己決定、自己変革、社会参加、社会変革といったプロセス全般であり、相談内容もこれら

のどの時点のものかによって、その対応も異なる。人権相談システムは、これらの相談内容に対応していくことによって、自己実現支援機能を担っている。人権協会、人権地域協議会で、自己実現支援の機能が発展していくともっともっと夢が膨らんでいく。

逆に悪いのは、人権相談のスパイラルだ。例えば人権相談機関に信頼がなければ、相談する人もあまり来ない。来ないから職員が鍛えられない。鍛えられないから相談対応の力量が高められない。高められないからさらに人は来ない。来ないから予算は減らされる。このようなスパイラルになる。これが相談機関の最悪の状況である。

憲法13条を基軸に人権行政を ～自己実現の条件整備を～

ところで、憲法13条というのは幸福追求権、自己決定権の根拠になっている条文である。人権というものをわかりやすく言うと、自己実現つまり、自分の人生を自分でコントロールする権利であるといえる。あるいは自分の人生は自分でコントロールできる能力を身に付けていく、そういう自己人生コントロール力を身に付ける権利である。

1990年7月26日に制定された「全米障害者法」の考え方を簡単に紹介する。「障害」者の生存権を守

るために生活給付を求めているわけではない。社会に貢献したいし、納税したい。社会に貢献する、政府に納税するためには、所得がなければ納税ができない。だから所得を得るために働く権利を保障してほしいというものである。つまり自立して生活ができる権利を保障するためには、自己実現の条件整備を完璧に行う必要があるという考え方である。

例えば車いすの人がバスに自動的に乗れるようにリフトを取り付けるのはバス会社の義務とした。電車で、車いすの人が一人で乗れるようにする等である。つまり生存権から発展して自立して生活できる権利を求めているのである。

そのための条件整備を整える必要があるということである。

次に「大阪府同和対策審議会」答申（2001年9月）

の抜粋をみてみたい。「3. 同和問題を解決するための基本目標と基本視点」の「基本目標」では次のように明記している。

「…今後の同和問題を解決する施策の基本目標は、部落差別を解消し、すべての人が人権を尊重される豊かな社会の実現を目指し周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図ることである。そのためには、① 府民の差別意識の解消・人権意識の高揚を図るための諸条件の整備。② 同和地区出身者の自立と自己実現を達成するための人権相談を含めた諸条件の整備。③ 同和地区内外の住民の交流を促進するための諸条件の整備を図ることが必要である。」

ここでも諸条件の整備の重要性が述べられている。

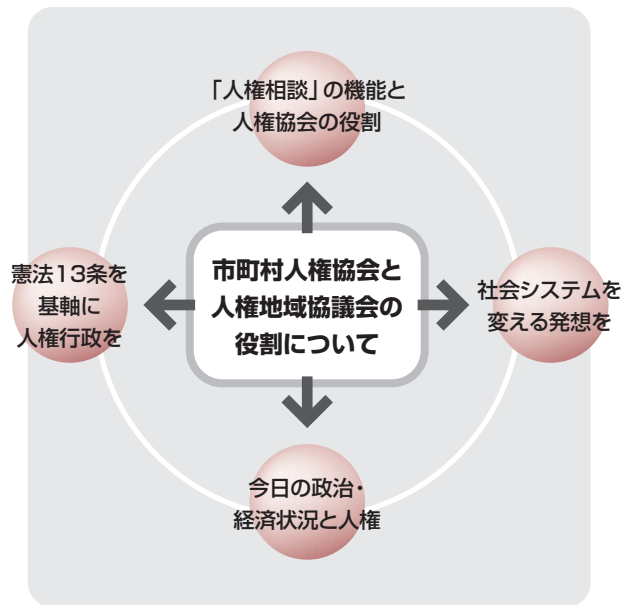
関係性を変える政策創造を

- 1 差別は人と人との関係の中で起こる。
- 2 人と人との関係は社会の種々のシステムと密接に関わっている。人の心の問題も同様である。差別・被差別の「関係性」と「社会システム」と「意識・感覚」は連動している。
- 3 人と人との関係を改善するとき、交流だけでは解決しない。関係を歪めている、あるいは断絶させている状態がなぜ存続しているのかということを究明し、原因を解明しない限り人と人との関係、差別、被差別の関係を改善することはできない。
- 4 社会システムも長い年月をかけて作られる文化や習慣といったものからその時々政治や経済の政策といった短期間で構築されるものまであり、国際レベルの政策から国・地方自治体や個々の組織、家庭のように小さな単位のものまで存在する。これらの政策も人々の意識や関係性に大きく影響する。
- 5 どのような政策が差別撤廃・人権確立に結びつき、差別・被差別の関係性を改善することにつながるのかを考察することが重要なのである。ひとつの政策が人々の意識や関係性を大きく変えることもあり得る。ある政策によって人々の関係が悪化し、差別が強化される場合も存在するし、一つの政策によって人々の関係が改善され、差別撤廃につながっていくこともある。

社会システムを変える発想を

変革の時代は、社会システムが大きく変わる時代である。このような時代においては、「時を告げるよりも時を告げる時計を作ること」つまり新たな社会システムを創造することが、最も重要な課題であるといわれる。日本社会も大きな変革期を迎えており、多くの分野で、システム、組織、制度が大きく変化してきている。どのようなシステムを創造するのかによって、人、モノ、金、情報の流れが大きく変わる。その流れ方によって、多くの人々や人権状況に多大な影響を与える。

人権協会から出てくる政策提言、あるいは、課題設定によって社会システムがいろいろな意味で変わってくることを認識して欲しい。



今日の政治・経済状況と人権

危機的状況の国家財政

ところで今日の国債依存度は戦時中の水準に匹敵し、借金を返すために借金を重ねるという状況になっている。今日の日本の予算は約80兆。国・地方を合わせた借金の全体が700兆円を超えている。80兆円の支出で、収入が40兆円強、80兆円の予算のうち、例えば、20兆円は借金返済である。恐らく今の状況では借金1,000兆円という時代に必ずなる。過去に発行した国債の返済にあてる国債費が20兆円を超える。半分の10兆円が利子の支払い資金になる。

イギリスの中央銀行であるイングランド銀行のレポートでは、世界の金融危機の発信源となりうる国としてアルゼンチン・トルコ・日本が上げられている。アルゼンチンは100年前、アメリカ大陸でヨーロッパの人が行きたいという国で米国とならぶ国であった。しかし、今や全く違う。例えばアルゼンチンのブエノスアイレス大学法学部を卒業しても働くところがない。経済が破たんしている。日本も同じような状況に陥る可能性がある。景気を回復するためには個人消費が伸びないと解決しないがそれが伸びていない。このような状況で、20兆円の借金は返さなくては行けない。

危機的状況の自治体財政

現在、自治体の歳入の6割は中央からの移転だ。多くの自治体は90年代に発行した地方債の大量償還を迎えており、そのピークが2004年。そして、三位一体改革。限られた財源と人材をどこに配分するか、非常に重要になってくると思う。

このような時代だからこそ人権協会と地域協議会を担っているメンバーが人権相談の指標の①から⑪を念頭に地域協議会の活動を評価をして欲しい。

今日、提起している機能のすべて前進させるということは、非常に難しいと思う。しかし、それぞれの地域協議会で、11の機能の部分的な機能モデルを打ち出していくことはできる。そういうことを通じて、地域協議会の全体が高まっていくことができる。

企業も改革する上で、いろいろな事業部があるが、すべての事業部を一度に変えるのは難しくても、一つの事業部を変えることによって、全体にいい影響を与えるということがある。そういう意味では、“わが地域協議会の重点は特にここです”というようなことを、是非、考えていただきたい。

以上のことを申し上げ、私の講演を終わりたい。

大阪府内における人権相談の状況

大阪府内における人権相談及び人権侵害事例分析報告書（財団法人大阪府人権協会 発行）～抜粋～

総 論

同和問題をはじめ女性、子どもなどに関する人権上の相談については、これまで各人権課題ごとに行政機関やNPOなどさまざまな相談機関で当事者の立場に立ったきめ細かな支援を通じて人権に関するさまざまな課題の解決に努められるとともに、各相談機関が受けた人権相談は、相談機関ごとに集約・分析され、人権侵害の実態把握、相談に対する解決方策の蓄積等が図られている。当協会では大阪府と連携し構築した「人権相談機関ネットワーク」（2003（平成15）年3月末時点、236機関加盟）を通じて、各相談機関が取り扱った人権相談の状況を把握し、集約・分析することとした。人権相談機関ネットワークを通じて把握できた2002（平成14）年度の大阪府内における人権に関する相談件数は延べ30,564件であり、その中で、統計上の集計期間や集計手法が同一であった相談機関を対象に集約した相談実件数（14,648件）について分析したところ、人権課題別では配偶者や子どもに対する暴行（DV、児童虐待）など「女性」、「子ども」に関する相談が多く寄せられており、また、相談内容別では配偶者や子どもに対する暴行（DV、児童虐待）などの「虐待」や特定の者に対する侮辱、嫌がらせなどの「差別的言動等」に関する相談が多く寄せられている。なお、本ネットワークは設立間もないこともあり、また、ネットワーク加盟機関から回

答いただいたものを集約したものであり、府内の人権相談機関をすべて網羅している訳ではなく、この件数が府内のすべての現状でないことは言うまでもない。

大阪府内における人権相談件数【2002（平成14）年度】^{注1)}

		件 数
延べ件数		30,564
実 件 数		14,648
(内 訳) 人権課題別件数 ※重複計上あり	同和問題	86
	女性	630
	障害者	95
	高齢者	88
	子ども	291
	外国人	48
	その他	704
	不明 ^{注2)}	13,025
(内 訳) 相談内容別件数 ※重複計上あり	差別的取扱い	176
	差別的言動等	437
	虐待	647
	差別助長行為等	76
	上記に準ずるもの	315
	不明 ^{注2)}	13,150

注1) 大阪府内における人権相談件数は、回答のあったもののみの集計である。

注2) 人権課題別件数の「不明」には、大阪法務局における相談12,707件を含む。
なお、これらは、従来からの統計手法による集計を行っているため人権課題別等の分析ができないためである。

個別の人権課題別について

個別の人権課題別の相談件数は、基本的に統計上の集計期間や集計手法が同一であった相談機関を対象に集約した相談実件数を基に分析し、記述している。

1 同和問題に関する人権相談

大阪府において、2000（平成12）年度に実施された「同和問題の解決に向けた実態等調査」によると、「高校進学率は大きく改善されたが、大学進学率が府内平均と比べ相当開きがあることや高校の中退率が高いこと、また、失業率は府内平均を上回っており、とりわけ若年層の失業率が非常に高いこと、さらに、結婚にあたって相手が同和地区出身者かどうか気になったり、家を購入する際などに同和地区を避けるなど根強い差別意識が存在する。」という現状が明らかになり、2001（平成13）年9月の大阪府同和对策審議会答申において、「進学率、中退問題など教育の課題、失業率の高さ、不安定就労など労働の課題等が残されているとともに、府民の差別意識の解消が十分に進んでおらず、部落差別事象も跡を絶たない状況である。また、最近においても、調査業者が『大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例』に違反する部落差別につながる調査を行い、同条例に基づいて府が処分するという重大な事件が発生するなど、同和問題が解決されたとはいえない状況にある。」と示されている。こうした中で、人権相談機関ネットワーク

連絡会加盟機関に寄せられた同和問題に関する人権相談は86件であり、その内容としては同和地区出身者であることにより職場で差別を受けたもの、差別文書が長期にわたり不特定多数の自宅などに送付されてきたものなど深刻なものも多く含まれている。

2 女性に関する人権相談

1999（平成11）年に「改正男女雇用機会均等法」が施行され、事業主の雇用管理上の配慮が義務づけられ、職場における労働問題（人権問題）としてのセクシュアルハラスメントを防止する取り組みが各方面で進められるとともに、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が施行され、家庭内の問題として見過ごされることが多かった夫婦間等の暴力（人権侵害）が、社会全体の問題であると認識されるようになってきている。また、2001（平成13）年3月の大阪府人権施策推進基本方針において、「社会制度や慣行の中には、固定的な性別役割分担や女性に対する差別が再生産される仕組みが今なお存在し、就労における差別や、夫・恋人からの暴力（いわゆるドメスティックバイオレンス）をはじめとする女性に対する暴力なども存在している。」と示されており、こうした中で、人権相談機関ネットワーク連絡会加盟機関に寄せられた女性に関する人権相談は630件あった。なお、この件数には統計上の集計手法が異なることもあり、職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談を行っている大阪府総合労働事務所（延べ482件）やDV相談等の相談を行っている大阪府女性相談センター（延べ3,265件）などの件数は計上していない。

3 障害者に関する人権相談

2001（平成13）年3月の人権教育のための国連10年大阪府後期行動計画において、「個人が尊重され、自らの望む生活を主体的に選択し、決定し、行動していくことを阻むバリア（障壁）をなくしていくことは障害者等の人権にかかわる課題である。しかしながら、障害及び障害者に対する理解と認識の不足から、就労に際しての差別や入居拒否などの問題をはじめ、物理的な面、制度的な面、文化・情報面及び意識面のバリアなどさまざまな問題がある」と示されており、また、障害者のことがよく理解されないため、施設の設置に際し、地域で反対運動が起こり、施設の整備が進まないという施設コンフリクトも生じている。こうした中で、車椅子対応マンションを購入する際の仲介業者の差別的取り扱いや精神病院での患者への処遇など障害者に関する人権相談が人権相談機関ネットワーク連絡会加盟機関に95件寄せられた。なお、この件数には統計上の集計手法が異なることもあり、「心の病」に関する専門相談機関である大阪府立こころの健康総合センターなどの件数は計上していない。

4 高齢者に関する人権相談

急速に高齢化が進む中、2015（平成27）年には4人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会を迎えると予測されている。高齢化が急速に進む中、2001（平成13）年の大阪府人権施策推進基本方針において、「一人暮らしの高齢者や認知症高齢者、障害や疾病を有する高齢者を中心に、日常生活において財産や金銭を搾取されたり、暴力やいじめにあうといった問題がある。」と示されており、認知症高齢者など自己決定能力が低下している者の権利を擁護し、地域において安心して生活が送れるよう支援するため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などのサービスを行う地域福祉権利擁護事業などが行われている。こうした中で、人権相談機関ネットワーク連絡会加盟機関に寄せられた高齢者に関する人権相談は88件であった。その中で、高齢者の抱える各種の悩み事に応じる高齢者総合相談情報センターには、高齢者を対象にした悪質商法による財産侵害の相談をはじめ32件の相談が寄せられている。

5 子どもに関する人権相談

2002（平成14）年版大阪子ども家庭白書によると、「今日、日本の社会は物質的には豊かになり、成熟社会にあると言われている一方で、子育てに関しては地域社会の教育力や家庭養育機能の低下等がみられるなど、子どもと家庭を取り巻く環境が大変厳しくなっている中、子育てに不安を訴える保護者が増加し、子どもの虐待、不登校、いじめ、非行等の問題も深刻化している。」と示されており、こうした中で、人権相談機関ネットワーク連絡会加盟機関に寄せられた子どもに関する人権相談は291件であった。なお、この件数には統計上の集計期間や集計手法が異なることもあり、府内の児童虐待に関する専門相談機関である大阪府子ども家庭センター（延べ2,488件（2002（平成14）年度）や学校におけるいじめや不登校など教育に関する専門相談機関である大阪府教育センター（延べ8,093件、うち「不登校傾向」が延べ917件、「いじめ」が延べ250件）などの件数は計上していない。

6 外国人に関する人権相談

2002（平成14）年12月の「大阪府在日外国人施策に関する指針」において、「2001（平成13）年12月末現在、大阪府には146カ国約21万人の外国人が居住している。」との状況が示されている一方、「在日外国人学校の児童・生徒への嫌がらせや暴言・暴行などの事象が発生したほか、就職に際し、採用面接時に本人の適性とは無関係の国籍等にかかわる質問が行われたり、日本名（通名）の使用を求められるなどの事例や外国人への差別落書きなどの事例が報告されている。また、暮らしにかかわる各種サービスが受けにくかったり、困ったことがおきた場合の相談機関がわからないなど、在日外国人が日常生活を送るうえでの不安は少なくない。」など「ともに暮らすことができる共生社会の実現」のためにはさまざまな分野で課題があると示されている。こうした中で、人権相談機関ネットワーク連絡会加盟機関に寄せられた外国人に関する人権相談は48件であった。暮らしにかかわる不安の解消については、外国人相談コーナーにおいて府内に在住する外国人の相談に対し、英語、韓国・朝鮮語、中国語など7ヶ国語により府政情報等の情報提供を行っており、この中で、人権に関する相談（主として相談者本人が「権利・利益の侵害」と訴えているもの）が17件寄せられている。

地方における人権救済機関に関する研究

「地方における人権救済機関に関する研究会」まとめ～抜粋～

人権救済機関設置に向けて

(1) 地方における人権委員会の考えられる機能

大阪府内においては身近で当事者の立場に立ったきめ細かな相談ができる体制づくりを進めており、こうした人権相談窓口においては人権侵害に直面した人が自らの主体的な判断に基づいて課題の解決ができるよう支援している。しかし、自らの人権を自ら守ることが困難な状況にある場合は、人権救済機関で被害者の救済が図られなければならない。

地方における人権救済機関に必要な機能について、府内市町村が実施した人権相談（人権相談ケースワーク）事業及び財団法人大阪府人権協会の人権相談に寄せられた相談（2002（平成14）年4月から12月）から検討する。

① 地域性・迅速性・利便性

市町村に寄せられた人権相談を人権侵害の発生場所別にみると、98件が「自宅」で発生しており、次いで、71件が「近隣・地域社会」で、21件が「職場・会社」で発生している。また、財団法人大阪府人権協会に寄

せられた人権相談を人権侵害の発生場所別にみると、20件が「職場・会社」で発生しており、次いで、17件が「自宅」で、8件が「近隣・地域社会」で発生している。

こうしたことから、人権侵害は自宅、人々が暮らす地域、働いている職場などで生じることが多く、こうした身近な場面で生じる人権侵害の救済をすべて中央の人権委員会で処理することになれば、迅速な人権救済が図られないものと考えられる。そこで、新たに設けられる人権救済機関には身近なところで発生する人権侵害に対応できる地域性・迅速性・利便性が求められる。

② 実効性

市町村に寄せられた人権相談を相談のその後の経過別にみると、人権相談を受けることにより、「カウンセリングによる心理的サポートで解決」が78件、「個別の専門相談機関へ取次ぎ専門相談機関で事案対応」が44件と、相談の半数近くがこれらの手法により解決されている。また、財団法人大阪府人権協会に寄せられた人権相談を相談のその後の経過別にみると、人

発生場所別相談件数（重複計上あり）

	市町村 (実件数248件)		府人権協会 (実件数85件)	
	件数	%	件数	%
自宅	98	40	17	20
学校	12	5	1	1
職場・会社	21	8	20	24
社会福祉施設	4	2	3	4
医療施設	8	3	7	8
公共施設	12	5	6	7
近隣・地域社会	71	29	8	9
インターネット	—	—	—	—
その他	34	14	10	12
不明	3	1	16	19
計	263	—	88	—

その後の経過別相談件数（重複計上あり）

	市 町 村		府人権協会	
	件数	%	件数	%
カウンセリングのみで解決	78	31	34	40
個別施策の組合せで解決	28	11	—	—
個別の専門相談機関等につなぎ 専門相談機関で事案対応	44	18	8	9
相談の継続	71	29	13	15
解決不能	8	3	1	1
相談者からの相談中断の申出	6	2	—	—
その他	27	11	48	56
計	262	—	104	—

権相談を受けることにより、「カウンセリングによる心理的サポートで解決」が34件、「個別の専門相談機関へ取次ぎ専門相談機関で事案対応」が8件と、相談の半数近くがこれらの手法により解決されている。

しかしながら、相談で解決できないものや相談者の意思により相談を打ち切っているものについては、公平・中立的及び専門的な立場から当事者間を調整する第三者機関が必要であり、その第三者機関には課題解決のため、あっせん・調停・勧告などの実効的な救済機能が必要である。

地方における人権救済に関する研究会

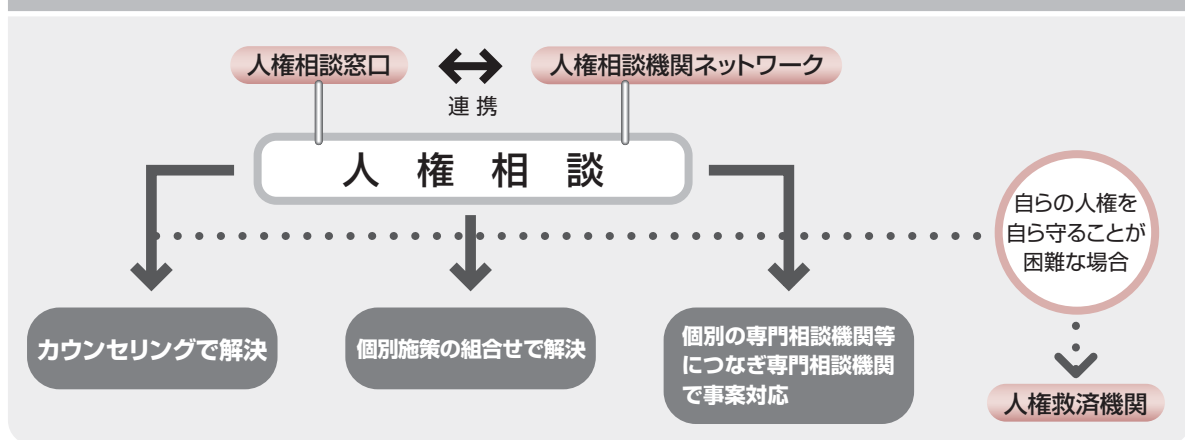
目的

地方における人権侵害による被害を適正かつ迅速に救済・予防するため、地方における人権救済機関のあり方等について、専門的な見地から幅広く研究する。

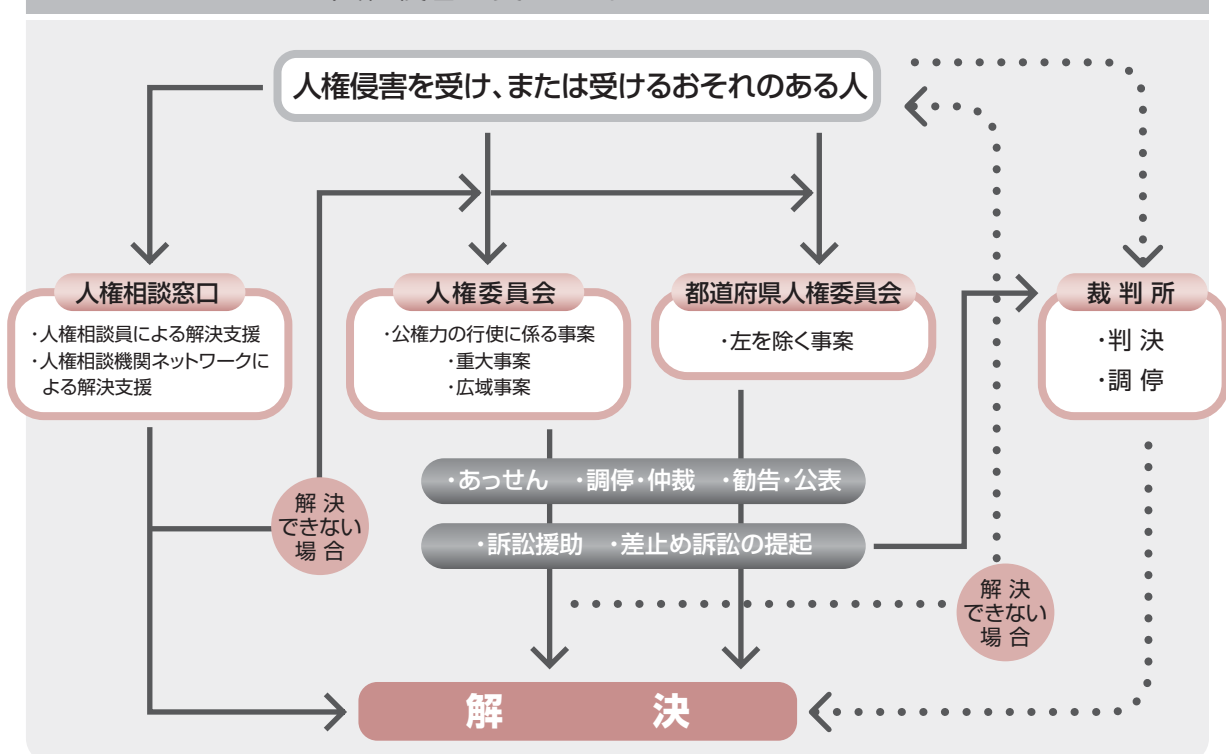
構成

部落解放同盟大阪府連合会、財団法人大阪府人権協会、社団法人部落解放・人権研究所、大阪府人権室

相談から救済への流れ



人権侵害を受けた場合のフローチャート



■ 人権相談機関ネットワーク加盟の各人権地域協議会（同和問題をはじめとする人権相談等の実施状況）

機 関 名	所在地・連絡先	☎電話番号 ☎FAX ☎Eメール ☎URL 📅相談日（原則祝日年末年始を除く） 📅相談時間
堺市人権地域協議会	堺市協和町2丁61 堺市立人権ふれあいセンター2階	☎072-245-2531 ☎072-244-0685 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時30分
高槻市人権富田地域協議会	高槻市富田町4-15-28 高槻市立富田ふれあい文化センター内	☎072-695-2101 ☎072-695-5778 📅 週5日（月～金） 📅 8時45分～17時15分
高槻市人権春日地域協議会	高槻市春日町22-1 高槻市立春日ふれあい文化センター内	☎072-671-9604 ☎072-671-9605 📅 週5日（月～金） 📅 8時45分～17時15分
島本地域人権協会	三島郡島本町広瀬2-22-27 島本町立人権文化センター内	☎075-961-7830 ☎075-961-7830 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時
茨木市人権みなみ地域協議会	茨木市沢良宜浜3-12-19 沢良宜いのち・愛・ゆめセンター内	☎072-635-9937 ☎072-635-9937 📅 週6日（月～土） 📅 8時45分～17時15分
茨木市人権三島地域協議会	茨木市総持寺2-5-36 総持寺いのち・愛・ゆめセンター内	☎072-624-5050 ☎072-624-5050 📅 週6日（月～土） 📅 8時45分～17時15分
茨木市人権豊川地域協議会	茨木市豊川4-4-28 豊川いのち・愛・ゆめセンター内	☎072-643-1470 ☎072-643-1470 📅 週6日（月～土） 📅 8時45分～17時15分
吹田市きしべ地域人権協会	吹田市岸部中1-22-2 吹田市交流活動館内	☎06-6388-5504 ☎06-6388-5504 📅 週4日（月～木） 📅 9時～17時
とよなか人権文化まちづくり協会	豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内	☎06-6841-5300 ☎06-6841-5300 📅 週6日（火～土） 📅 13時～17時
箕面市人権協会北芝地域協議会	箕面市萱野1-19-4 萱野中央人権文化センター内	☎072-722-5800 ☎072-722-5800 📅 週7日 📅 9時～17時
細河地域人権協議会	池田市古江町523-1 人権文化交流センター内	☎072-752-6395 ☎072-753-3851 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時
豊能町ひと・ふれあい地域協議会	豊能郡豊能町野間口322-1 ふれあい文化センター内	☎072-739-2455 ☎072-739-2455 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時
能勢町人権協会	豊能郡能勢町宿野29 中央公民館内	☎072-734-1408 ☎072-734-1408 📅 週5日（月～金） 📅 8時45分～17時15分
大東市人権北条地域協議会	大東市北条3-10-5 北条人権文化センター内	☎072-876-2560 ☎072-876-2560 📅 週6日（月～土） 📅 9時～17時30分
大東市野崎地域人権協議会	大東市野崎1-24-1 野崎人権文化センター内	☎072-879-8810 ☎072-879-8810 📅 週6日（月～土） 📅 9時～17時30分
東大阪市人権長瀬地域協議会	東大阪市長瀬町3-4-3 長瀬人権文化センター内	☎06-6727-1911 ☎06-6727-1911 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時
東大阪市意岐部地域人権協会	東大阪市荒本176-1 荒本人権文化センター内	☎06-6784-5796 ☎06-6784-5796 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時15分
八尾市人権西郡地域協議会	八尾市桂町2-37 桂人権ふれあいセンター内	☎0729-96-6100 ☎0729-96-6100 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時
八尾市人権安中地域協議会	八尾市安中町8-5-30 安中人権ふれあいセンター内	☎0729-94-2281 ☎0729-94-2281 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時
松原市人権地域協議会	松原市南新町3-7-34 ふれあい人権文化センター内	☎072-330-7500 ☎072-332-5570 📅 随時
羽曳野市地域人権協議会	羽曳野市向野2-9-7 人権文化センター内	☎0729-37-0860 ☎0729-55-7042 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時
富田林市人権協議会	富田林市若松町1-9-12 人権文化センター内	☎0721-24-3700 ☎0721-25-5952 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時15分
貝塚市地域人権協会	貝塚市海塚22-1 貝塚市ひと・ふれあいセンター内	☎0724-31-6901 ☎0724-31-6901 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時
社団法人泉佐野市人権協会	泉佐野市市場東1-295-3	☎0724-58-7444 ☎0724-58-7444 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時15分
泉佐野市人権協会鶴原地域協議会	泉佐野市下瓦屋222-1 泉佐野市人権文化センター内	☎0724-63-5718 ☎0724-63-5718 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時
泉佐野市人権協会下瓦屋地域協議会	泉佐野市上瓦屋610 下瓦屋人権文化センター内	☎0724-64-2526 ☎0724-69-2287 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時
泉佐野市人権協会榎井地域協議会	泉佐野市南中榎井476-2 榎井人権文化センター内	☎0724-66-6464 ☎0724-66-2325 📅 週6日（月～土） 📅 9時～17時
泉南市人権協会	泉南市樽井9-16-2 泉南市立人権ふれあいセンター内	☎0724-85-1401 ☎0724-85-1401 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時
岬町人権淡輪地域協議会	泉南郡岬町淡輪343-12	☎0724-94-1508 ☎0724-94-1508 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時
岬町人権多奈川地域協議会	泉南郡岬町多奈川谷川1905-22 岬町文化センター内	☎0724-92-3270 ☎0724-92-3270 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時
阪南市人権協会	阪南市尾崎町35-1 人権推進課内	☎0724-71-5678 ☎0724-71-5678 📅 週5日（月～金） 📅 9時～17時
田尻町人権協会	泉南郡田尻町大字嘉祥寺375-1 人権推進室内	☎0724-66-5002 ☎0724-66-8725 📅 週5日（月～金） 📅 8時45分～17時15分

編集後記

現代社会におけるさまざまな「排除や摩擦」「孤立や孤独」「心身の障害・不安」「貧困」といった問題に対応するため、地域のさまざまな機関、団体が連携した、「新たな『公』」を創造し、「つながり」の中で、解決を図っていくよう言われています。その原点とも言える「人権相談」活動をすべての市町村の「人権協会」が中心的にになっていくことが期待されています。

2005年（平成17年）2月発行 編集・発行 財団法人大阪府人権協会 人権支援部
〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL 06-6568-2983 FAX 06-6568-2985 URL <http://www.jinken-osaka.jp>